明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○電気通信事業会計規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令（総務四四）　一
〔告示〕
○訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（厚生労働三四一）　三
○道路に関する件（中部地方整備局一〇九～一一一）　五
○道路に関する件（中国地方整備局七五）
○道路に関する件（四国地方整備局九三）
○高速自動車国道に関する件（九州地方整備局九二）
○都市公園の供用を開始する件（沖縄総合事務局二九）
〔人事異動〕
農林水産省　林野庁　水産庁　六
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十四年度予算等について報告（内閣）　八
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三九
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人森林総合研究所、弁理士登録関係　三二
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定関係　三三
会社その他
会社決算公告　三六

省令

○総務省令第四十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十四条及び第三十条第五項並びに第三十四条第六項の規定に基づき、電気通信事業会計規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月十八日

総務大臣　川端　達夫

電気通信事業会計規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令

第一条　電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一特別損失の表前期損益修正損の項を削る。

別表第一特別利益の表前期損益修正益の項を削る。

別表第二様式第2V中2を削り、3を2とし、4を3とし、同様式第2VI中2を削り、3を2とし、4から6までを1ずつ繰り上げる。

別表第二様式第3の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

別表第二様式第3の記載上の注意2、4及び5中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

別表第二様式第3の記載上の注意中10を11とし、7から9までを1ずつ繰り下げ、6の次に次のように加える。

7　当期首残高は、遡及適用又は誤謬（ごびゅう）の訂正をした場合にあつては、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

別表第二様式第4の表中16を20とし、3から15までを四ずつ繰り下げ、2の次に次のように加える。

3　会計方針の変更に関する注記
4　表示方法の変更に関する注記
5　会計上の見積りの変更に関する注記
6　誤謬（ごびゅう）の訂正に関する注記

別表第二様式第4の記載上の注意1⑴中「3、4及び6から14」を「5、7、8及び10から18」に改め、同1⑵中「10及び14」を「5、14及び18」に改め、同1⑶中「10」を「14」に改め、同1⑷中「個別注記表1及び3から14」を「1、5及び7から18」に改める。

別表第二様式第4の記載上の注意4中「のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項であつて、」を「に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する」に改め、⑹を削る。